

(5) 「5年水張りルール」について

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】

(1) 水田政策の見直し

- 水田施策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

- ※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします。

連作障害を回避する取組

- 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

※ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には交付対象外

(6) 飼料用米の申請項目の変更について

- 飼料用米の数量払いについて、これまでは、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7mmのふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふるい下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。
- 令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。
- 数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。

- ※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

5年産からの運用

【数量報告書】

収穫量の内訳を追加

	管理方式	面積	合計収量	収穫量の内訳	
				ふるい上※	ふるい下※
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

※地域のふるい下の発生率で計算可

合計収量のうち
ふるい上の米により単価を計算